

カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の概要（平成 29 年 12 月 1 日から適用）

暫定排水基準

適用業種	許容限度
金属鉱業	0.08 mg/L （平成 31 年 11 月 30 日まで）

（一律排水基準：0.03mg/L）

◆国の基準と条例の基準の県内工場・事業場への適用関係を整理すると以下のとおり。

 は、条例の基準が適用される。（条例上乘せ排水基準：0.05mg/L）

業種等の区分	業 種	金属鉱業	左記以外
	H29.12.1～H31.11.30		0.05 mg/L